第九十三条の九第三項	前二項	第一項
	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第九十三条の九第四項	第一項及び第二項	第一項
	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	標準報酬の月額
	あつた	あつたものとみなされる
第九十三条の十第一項及び第二項本文	前条第一項及び第二項	前条第一項
	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	標準報酬の月額
	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
	あつた	あつたものとみなされる
第九十三条の十第二項ただし書	組合員期間の	旧適用法人施行日前期間の
	組合員期間で	旧適用法人施行日前期間で
	離婚時みなし組合員期間	離婚時みなし旧適用法人施行日前期間
第九十三条の十一	第九十三条の九第一項及び第二項	第九十三条の九第一項
	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	標準報酬の月額
	組合員期間（	旧適用法人施行日前期間（
	離婚時みなし組合員期間	離婚時みなし旧適用法人施行日前期間
	組合員であつた者（	旧適用法人施行日前期間を有する者（

第五章中第十七条の五の次に次の一条を加える。

（存続組合が支給する特例年金給付の受給権を有する者に係る厚生年金保険法等の規定の適用）

第十七条の六　存続組合が支給する特例年金給付については、厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、附則第十七条の四第五項本文、附則別表第二及び別表の規定を適用する。

2　この場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定を準用する。

前項の規定により同項に規定する厚生年金保険法の規定を適用する場合には、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の四及び第三条の四の二並びに国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）第四条第一項及び第三項、第六条、別表第一並びに別表第三の規定を適用する。この場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第二項の規定を準用する。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第六条の表附則第十二条の二の二第一項及び第三項、第十二条の三、第十二条の六の二第三項並びに第十二条の八第二項の項中「第十二条の六の二第三項」を「第十二条の六の二第一項及び第三項」に改める。

第八条第一項の表改正前国共済法第百十五条第一項の項の次に次のように加える。

改正前国共済法第百二十四条の二第一項	政令で定めるもの（同項第四項	国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に規定するもの（第四項
	政令で定めるもの（同項	同条第二項に規定するもの（第四項
改正前国共済法第百二十四条の三	別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に	国家公務員共済組合法別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等に
	別表第三に掲げるもの及び同号	国家公務員共済組合法別表第二に掲げるもの及び同号
	別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」	国家公務員共済組合法別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等」

「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、国の負担金及び特定公庫等の負担金又は特定公庫等の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第三号中「公庫等の負担金又は特定公庫等の負担金」とあるのは「国の負担金及び公庫等の負担金」と、第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は国立大学法人等の役員及び職員」とあるのは「職員団体等又は特定公庫等の役員及び職員」と、「第九十九条第二項」とあるのは「第九十九条第二項（同項第五項において読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等」若しくは特定公庫等」と、「業務」、